

2019 年度学習上の支援機器等教材活用評価研究事業

成果報告書

実施機関名（ 調布市教育委員会 ）

1. 事業の概要

新学習指導要領では、各教科等において、「障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」と明記されている。これは、「学習活動を行う場合に生じる困難さ」を前もって想定した教材研究や準備が必要であることを示している。また、「計画的、組織的に行う」ためには、校内体制の整備や計画的な研究及び研修をしなければならない。

新学習指導要領に明記された内容を実現するためには、通級指導教室の担当教員が専門性を生かした指導内容及び指導方法の工夫を行い、通常の学級と指導の連携を図ることが効果的である。その上で、「計画的、組織的」に行えるよう、学校が特別支援教育の視点を踏まえた学校経営を実施することが求められる。

本事業では、「通級指導教室の担当教員による、学習上の支援機器等教材を活用した教材研究及び指導方法の工夫並びに改善」及び「通常の学級の指導の連携」を目指した調査研究を実施した。研究対象は「小学校情緒障害等通級指導教室を利用する児童」に絞った。

学習上の支援機器等教材を活用するアプローチは、通常の学級で他の児童と可能な限り同じ環境で学習するための指導として活用する「治療教育的アプローチ」と、通常の学級における環境を個に合わせて調整し、合理的配慮として活用する「機能代替アプローチ」の2つがある。

調査研究では、2つのアプローチから学習上の支援機器等教材の検討を試みた。また、学習上の支援機器等教材の活用は、「学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた」手段の一つであることを前提に、通常の学級における、特別な支援を必要とする児童の支援方針を検討するためのシートの開発も合わせて行った。

具体的な取組として、主に以下の内容を計画した。

- (1) 通常の学級に在籍する児童が学習活動等を行う場合に生じる困難さの分類を、先行研究から選定する。
- (2) 支援機器等教材アドバイザーの助言を踏まえ、本研究事業における実践及びこれまでの先行実践を、「治療教育的アプローチ」及び「機能代替アプローチ」の観点で分け、さらに(1)で選定した困難さの分類ごとに対応させ、資料にまとめる。
- (3) (2)と連動し、通常の学級において、特別な支援を必要とする児童の学習活動等に生じる困難さ及び困難さの原因等を分析し、支援方針を検討するためのシートを作成する。
- (4) (2)のアプローチの観点を踏まえ、小学校情緒障害等通級指導教室において、学習上の支援機器等教材を活用した指導内容や指導方法の工夫及び評価を、実践及び検証する。
- (5) 学習上の支援機器等教材による合理的配慮の啓発資料作成に向け、支援機器等の教材を活用する際の児童及び保護者への周知方法について検討する。

2. 事業の成果

- (1) 通常の学級において、特別な支援を必要とする児童の学習活動等を行う場合に生じる困難さ及び原因を分析し、支援方針を検討するための「個別の支援方針シート」を開発し、児童

の実態把握及び支援の手立てを検討する際の一次資料として提案することができた。(資料1)

本シートでは、対象児童を「困難さ」「得意なこと、好きなこと、興味・関心があること」「現在できていること」の3つの観点からそれぞれ分析する。各観点の分析方法もシートの解説に明示した。支援方針の一つとして学習上の支援機器等教材を活用する際も、活用の根拠を踏まえることができる。また、継続的に活用することで、評価にも役立てることができる。

- (2) 小学校情緒障害等通級指導教室での実践研究及びこれまでの先行実践を踏まえ、学習上の支援器等教材を、「学習活動等を行う場合に生じる困難さの領域」及び「治療教育的アプローチ・機能代替アプローチ」の両視点から分析し、通級指導教室及び通常の学級で活用するための資料としてまとめることができた。(資料2)

資料中の各領域における質問事項については、「小・中学校における発達障害のある子どもへの教科教育等の支援に関する研究」(国立特別支援教育総合研究所, 2010)から引用した。

「個別の支援方針シート」及び本資料の活用により、児童の困難さに対応した学習上の支援機器等教材の選択、学びの場の検討及び評価の視点が明確になる。

また、引用元の研究と合わせて活用することで、学習上の支援機器等教材の活用を含めた、多面的な支援の手立てを講じることが期待できる。

3. 今後の課題と対応

課題1 学習上の支援機器等教材を活用するための環境の構築

- (1) 本研究成果を踏まえ、本市内小・中学校において、今後児童・生徒用タブレット端末を導入する際に、必要なアプリケーションを選定し、「治療教育的アプローチ」「機能代替アプローチ」両面から、学習上の支援機器等教材を活用できる環境を整える。
- (2) 新学習指導要領の各教科編の解説で示された「①見えにくさ、②聞こえにくさ、③道具の操作の困難さ、④移動上の制約、⑤健康面や安全面の制約、⑥発音のしにくさ、⑦心理的な不安定、⑧人間関係形成の困難さ、⑨読み書きや計算等の困難さ、⑩注意の集中を持続することが苦手であること」の各困難さの観点に基づき改めて検討を行い、学習指導要領に基づいて、学習上の支援機器等教材を選択できるようにする。

課題2 学習上の支援機器等教材の活用に係る教員及び保護者への啓発

- (1) 本研究成果を、校長会・副校長会において周知するとともに、本市内小・中学校の情緒障害等通級指導教室教員及び特別支援教育コーディネーターを対象にした研修で具体的に取り上げ、各学びの場における学習上の支援機器等教材の活用の啓発を図る。
- (2) 児童・生徒用タブレット端末を導入時期に合わせて、保護者向け啓発資料の作成について検討し、児童・生徒の教育的ニーズに基づいた適切な合理的配慮の提供の推進を図る。

4. 問い合わせ先

組織名：調布市教育委員会

教育部指導室教育支援係